117
47

茶筵一興

目録

一 町人脇差帯をる御咎の事
一 芝車町牛町始り英平の数價の事
一 本石町時之撞由来の事并西丸
御殿炊候之事
一 江戸三芝居古藏作者達のる事
一 桟敷頼御守届のる事
一 猿若勘三郎禁裏之能法藝相勤る事
一 村山又三郎市村羽左衛門相後のる事
一 羽左衛門 御城之能法藝相勤る事
一 森田勘弥坂東又九郎之事
一 いま〳〵傳内小芝居のる事

一 江戸府内遊女屋の由来并年中
遊女屋数之事
一 遊女屋一ヶ所より被差出候
一 庄司甚右衛門口上
一 吉原江札之言葉
一 町法施行所より検使(けんし)之名前出候
一 大橋町を行之配り
一 惣図橋架替出来并実因衆路筋
之事
一 新大橋始之出来并保年中洪水之事
一 永代橋架之事
一 永代橋出来之節より作出候
一 永代橋之辨(もよう)并最寄町人名前
書出候

一 永代橋往来の者より渡し銭
頂出候
一 江戸牢屋(ろうや)之起本(きもと)并揚屋座敷親(おやじ)之
作配候
一 富士川先陣の事
一 両年大火之節石出帯刀(いしでたてわき)因人追放(ついほう)
一 帯刀支配の同心江夢想(むそう)之事
一 帯刀屋敷勤(つとめ)番(ばん)之事
一 帯刀類焼の度し金(きん)之事
一 帯刀病気(びょうき)之節屋敷勤(つとめ)番(ばん)犯(おか)之事
一 揚屋(あがりや)之内牢(ろう)之別(べつ)座敷(ざしき)作(つくり)之事
一 享保年中町人出金之事
一 浅草三拾三間堂之事
一 弓作師(ゆみつくりし)屋敷(やしき)之事

一 義多村彦次清つ申候のヲ

一 法度方三十三間堂勤金の事

一 車善七申候のヲ義前ゝより仕用ゐ
勤ゐ候事のヲ

一 車野丹波ヲ父子始終のヲ

一 非人頭松右衛門ヲ書上并同人抱洞のヲ

一 弾左衛門申候義頼朝ゟ御剃被ゐ候のヲ

一 禁裏御百韮ヲ弾左衛門ヲ以て上ヲ

一 関東御入國ヲ弾左衛門ヲ以て御迎ヲ出
たヲヲ并上州下仁田村馬ヲ清つ御備
のヲ

一 御入国ヲ猪引ヲ以て御届ヲ

一 弾左衛門帯刀のヲ

一 同人ゟ下の女御関所通ヲ

一 御仕置ゟ一切仕用勤ヲ

一 為因義祐の跡ゟ絶会のヲ并隊ヲ清つ
先祖ヲ被ヲ

一 頼朝公御茶平の容

一 小栗重ヲ臣石寒下野ヲ将行大脇竜
下し状のヲ

一 甲州跡部大炊介下し状のヲ

一 度山用寺ゟ僧馬ゟ添文ヲ

一 同人ゟ奥平義作ヲ挨拶ヲ

一 京良ゟ帝ヲ清つ岡田又ヲ情願状ヲ

一 弾左衛門御菊ヲ并ゟ法花経ヲ

一 日蓮上人ヲ并ヲ法花経ヲ

一 御上洛の節方ヲ

一 猪引 上候御持筒拝領のヲ

一　訴訟用向之義ニ付差紙ニ而呼出候節ハ
一　露ヶ岡八幡別当下〻～状之事
一　極楽寺草庵ニ而免許地之事
一　小石川薬王院一件之事
一　神祖日光渉資增渉造立ニ付縣主
　作背打之事
一　掛屋敷ニ而請ケ出銀之事
一　吐方原野ニ而戦水防除害虫歎
　願十二級討ち旦大久保甚五郎ニ
一　同弥吉三四郎と改名之事并黄ニ
　指と改ル事
一　指頭ニ而之事
一　一里塚築立之事
一　京都ニ而請ケ出之事

擬寶記聞

町人脇差を帯ル訣の事

享保年中　有徳院様　町人服装を指
　　浄代
ニ至いろ〳〵弘りやと申ハ尋なりけるハ
戸田山城守評定所ニ上意の趣ハ
同合ニ成ル出面の中ニ候へ共ハ記ス
町人ハ服装指ル義いう指の指好の物
より指ルと申定ニ而又ハ指の差
別ニ至ル迄ハ指ル事ハ無之今
日中書付差越さるべく候今日ハ能ク御
存の通り式日ニ付合ハ御渡シ申ニ付
渉城ニ而ハ可申渡候以上

享保五年六月廿日

右渉書付評定所ニ而小人目附ヲ以町

奉行大岡越前守殿中山出雲守殿へ
出ける即日町奉行所指紙并差添
大岡殿へ出る百姓共へ
ら上手く申聞指紙
記を調へ古格を
由法度書の一通八戸田山城守殿一通ハ納
書江ら殿へ
覧

町人脇差指ハ差
指ハ申間敷法定
差ハ古来ハ何ニ
煙き者ハ勝手次第指申候
る外へ出ハ差指申間敷
○脇差寸法ハ寛保二年五月一尺八寸

より長く仕る者ハ
候へハ其節ハ
法ニ寛ハ町人ハ
○先年ハ常ニ
旅立ハ
ハ中ハ
月町人ハ
ハ
同年同月ハ
ハ旅立ハ
天和三年亥の十一月
右同年同月ハ
免ら
并百連ハ

○町年寄共町人共刀指来ル又者
嬢ともさゝせ申事ニ而元和三丁巳
年ニ二月江被指ら町人町年寄とも
脇刀指申候江停止ニ相成今以其通
ニて申候以上

享保元年
子
六月廿四日

芝車町同牛町
附
牛の数并
あきいえ
價おの事

中山出雲守
大岡越前守

○享保六丑の七月若年寄有馬兵庫
頭屋敷へ行中山出雲守屋敷へ招き
あり之芝車町牛町ら之儀ニ付尋ニ依て
おもて屋言上ニ付ル書面左之通り

○芝車町ら戌八十六年ニ寛永十

三子年市ヶ谷牛込二ヶ所江石垣ホ
ル普請ニ付牛車ニ而石ヲ引候ニ
ニ付牛車ニ而石ヲ引候ニ
行御生ニ馬ニ而石ヲ引候ニ
八幡前ニ而四町餘の場所ニ
場所ニ而迎ニ上り申候ニ
地ニ而屋敷ニ下ニ
上ニ而評定所ニ
ニ額ニ付ら
上ニ八十三年ニ
亮屋敷ニ
朝倉石見ニ
四小左衛門屋敷ニ
車町四町ニ

未年まで五年寺社より配未年ゟ
寅年まで十廓夜支配六十年
卯ゟ寅年まで町奉行支配ニ相成ヤレ
○牛数ニ疋ニ百疋延数ニ信濃越後
より毎年夏の内ニ登ル以上の牛ひきま
牛ニ而計ニ分ケ七八歩まで仕ル馬喰の儀
ハ信州洗の賀手村高川戸村五ヶ村上州
猿ヶ京の赤まで牛の長四尺ゟ
四尺五寸まで不残牛ニ候
ゟ男牛ニて此内ニ女牛ニ牛未ニ
五ヶ年程候ヒヤレ
後ハ豊州ゟ西町ニ外ニ近ニ
ゟ牛ニ而仕ル

○揃磨丹波ゟ
京都筋ニ而ハ
寛ニ而ハ
享保六丑年七月　中山出雲守
　　大岡越前守
幸石町時の鐘ニ由来
西丸御殿ニ
享保十年六月の比大岡越前守殿
幸石町時の鐘役源七ゟ
を相勤ル由来を書出ス様ニと
仰付ゟ源七書上ル
本石町二丁目ニ時の鐘役源七ゟ
私ニ代ゟ
與福寺喝食ゟ
擔現様三州ゟ

陸為憲作り花右遠宗よ献上ニ仕る大
久保相摸守様ゟ為作料ハ為御差
造り献上仕り候様ニ御感の上ニ而ハ両ハ
何ニても段ニ而ハ無之ニ而ハ御座候大久保相摸守様
ゟ為作ハ御ハ依て時ゟ大勢級勤
申候上ハ六ツ前ニハ御下り
○台徳院様御代慶長十二申ゟ作料
弐千石ニ而御年八十年ニ而
大猷院様御代右ハ御隠居ニ而ハ
座候ニ付御上ニ而ハ九ハ隠ニ而ハ
御

陸奥行和ゟ仰付ラレ候役金申換
仰ゟ拵ル但鐘摸ゟ義ハ古来ゟ拵ル
調屋敷ゟ内ト申ス者ゟ仰付ラレ家
建込ル火除ノ為ニ拵ル古屋敷ニ
弐十石四方ノ金ヲ和地ニ申ス者ゟ
両内ゟ摸ニ拵ル土蔵作ル定ニ十二夜年
七月保田越前守ゟ仰付ラレ
○摸拵ニケ様ニ青ニ摸ニ拵ル中手
十一月松野壱岐守ゟ仰付ラレ
けらかきよゟ摸ニ仰付ラレ
○寛永之戌年拵ル町内小
側地屋ゟ敷道ニ拵ル者ゟ
所端ニも敷ル敷ニ用
地ノ古ゟ拵ル今ハ西ニ

代地ゟ仰付ラレ
金裏行十九ゟ二尺ゟ
ゟ拵ル古摸拵廻ル
寛永年四月丹羽遠江守ゟ
四月ゟ内ゟ
○鐘役銭ゟ役
拵一斤ゟ
ゟ四ゟ十二月ゟ
○鐘役銭ゟ
数ゟ四百拾町
享保十巳年六月
越前守ゟ
由緒ゟ
急ニ

彈ず梵鐘ハ炉石洗浄定而已百余ヶ
所ニ而ハ作料依ニ時ニ種役お勤ル
ニ而ハ役料ニて弐貫文ニ而ハ民家梵方寺社
町方ハ鐘楼幾棟ニ而も相
對ニ而ハ不ニ而ハ方有ニ難成仕ル事
ニ而ハ奉行ニ而ハ取計ニ而ハ元禄五申年九月
ニ而ハ後文ニ而ハ帳面ニ作料ハ民家梵ハ
別ニ寺社方町方ハ小百一新ニ二銭宛ニ
ニ而ハ庵ニ而ハ別等ニ而ハ文ニ而ハ
ニて奥ニ而ハ奉行梵ニ而ハ連名ニ而ハ
下ニ而ハ有ニ而ハ楼ニ而ハ銭一ヶ年ニ而ハ
永ニ而ハ急ニ而ハ勤ニ而ハ限ニ而ハ作料ニ而ハ證
文ニ而ハ載仕ニ而ハ

○鐘楼ニ而ハ鐘ニ而ハ撞ニ而ハ西ニ而ハ國橋ニ而ハ

其の節ハ
よく命ぜられたく
而ハ幸ニ而ハ
ニ而ハ

覽

○本ニ而ハ時ニ而ハ
八橋ニ而ハ中ニ而ハ
相勤ニ而ハ
お勤ニ而ハ
人他ニ而ハ
記ニ而ハ
辰二月本ニ而ハ
ニ而ハ
ニ而ハ
ニ而ハ
ニ而ハ
ニ而ハ

小八半西深兵湊橋川通り東八天神
裏川通り二ツ目西へ行まで南八深川元
佐賀町ヨリ深川河岸通り二ツ目通り
まで山内佐武家方並ニ仕舞屋ニ住
ス年ニ度ヅヽ年始並ニ暑寒ニ相
勤ル事

○時の将軍家慶公ニ至而三ツ俣橋川
通リ表ニ御領仕切則表口町並ニ有之候
裏行廿間ニ而半分橋掛ケおまた有之
居宅仕候ニ付橋掛建増願
成行ニ而も私ニ入用金を以仕事
ニ而ハお遠慮申上
本文時建増願候
享保十巳年六月　日　甚右衛門
長右衛門

右ニ而ハ乍恐多御見込ニ而ハ
御用ニ立候ニ付ハ御法ニ而ハ
とのニ仕候法ニて今ハお続ニて業を
いとなみ候

三芝居の始り並ニ芝土手作り
桟敷ニ成ル事

○往昔ハ芝居小屋ニ而ハ
保辰の年の類焼ニ
の火災ニ而ハ
お咎ニ成ル
を火災ニ
ハ一ヶ年ニ
町奉行大岡越前守
江戸ニ小伝馬町ニ

但よあれ共評定之日年四月十八日
彩之通芝居下桟敷ハ先ニ作事ニ而又
水野和泉守屋敷ニ而芝居座元中
結之儀ニ付越あさ屋より紙之作事
弁ニ京屋宗兵衛ニ申渡つゐて右
之儀ニ付作法ハ三度より左之通り
書上ル

堺町猿若勘三郎陸地
ある芝居ニ作付仕候
○台徳院様御代寛永九壬申年伊
狭森好狂言ニ而芝居仕
候て芝居仕
○大猷院様御代寛永九壬申年伊
豆より安宅丸の御船ハ南地ニ入ル

芸舎の栄を頂戴仕候船の先ニてきや
ニ書沢佐吉座ニ而井筒監物ニ而
ハ芸舎より町法ニ而行不申候ニ付
上ル只今迄代ニお勘定ニ仕
居祢宜町ニて仕候
祢宜町とハ今の木谷川町の横丁ニて
ござ候ニ付ともいふなり
○慶安四辛卯年正月より同四月までの
間御城ニ而ハ猿楽ニ而ハ猿楽ハ芸能ニ而
百貫文ニ而ハ猿楽ハ衣装頂戴
仕只今ハ大切ニ仕候ニ付
町ニて仕
○明暦三丁酉年正月十八日類焼仕候ニ
付京都ニ而ハ猿楽ハ芸能ニ而
御裏ニ而ハ猿楽ハ芸能ニ而

大敵并猿着の者ども言仕い而為 沙汰
美悴ニ而明石と申二字姓ハ不申候為
衣装よハ丸の内ニ而ハ柏栄ハ無之候
据ニ金壱両ニ而落の掃溜ニ猿着の
襲来候ニ付、我仕同年九月仙洞地ニ而
ニ十四年ニ当大夫役相勤万治元
年死去仕い

○拾弐代目　明石勘三郎

父役ハ勤ハ十七年の内大
候ハ菅原町元祖市村勘三郎ニ
ハ無之候ニ付、勘三郎ニ而
ハ明石勘三郎ニ而
候ハ三ケ年ニ
候ハ
勘三郎

○右ハ五ケ年ニ当大夫役ハ勤候ニ付
悴代目　勘三郎

○右ハ延宝六年ニ当大夫役ハ勤候ニ付
ニ当大夫役ハ勤候ニ付
悴代目　勘三郎

○真享元ゟ年ゟ元禄十四年ニ十八
年ニ当大夫役ハ勤ニ付
悴六代目　勘三郎

○右禄十四巳年ゟ大夫役ハ勤
候ニ付元祖勘三郎ニ
百弐年芝居ハ勤候ニ付
古来ゟ仕来ニ而狂言ニ
ハ卅三

享保十七年六月　堺町狂言座　勘三郎

市村宇右衛門書上の写

座元　村山又三郎

○寛永十戌年二月歌舞妓芝居出来
申上候て堺町まて仕候付ル

座　村山又三郎

○生國泉州堺之者ニて候ニ付若年より歌
妓仕候ハ江戸地ニ繁昌之為ニ罷下り吉哥歌妓芝居出来
相叶ひ候ニ付頃年四六人ニ外無之
狂言ニ御役ニ相勤候ニ付
突当歌妓芝居奥ニ仕候ニ付又三郎
後私芝居ニ相勤候ニ付
ル孫介ニ罷り私扶助仕候
○兼而元和年中又三郎病死仕

詰ニ罷出候ニ付右之通ニ書上之名代ニ
市村羽左衛門ニ候ニ付右之者ニ仕候
右之芝居ニ御役ニ相勤候ニ付
舞子ニ候ニ付
放ち狂言ニ候ニ付
候右之通ニ候ニ付
湯帷子ニ候ニ付
て候ニ付
ニ候ニ付
寛文四辰年ニ
後狂言ニ候ニ付
八前ニ候ニ付
ニ候ニ付

ほひ来りし由

○大獄院様　巌有院様御代あまた
御慈仁を以て百度くも国百貫文宛
被領仕又ハ品々時服頂戴仕候節も
右両人の内参上仕候方一人を以ハ
参出仕又ハ御使者勤方一人を以ハ
代々右之両人ハ御慈仁を以御
代々右之両人ハ御慈仁を以
○欽舞妓芝居根元村山又三郎
御免を請初る元祖より代々
九十二年ニ成ル
中ハ代より竹ニ雀之名代を改め只
今ニ至りお徳仕候ハ右之又三郎私
芝居の元祖ニて候

元祖　村山又三郎

一代目　村田元祐と申ス
二代目　市村宇左衛門
四代目　市村竹之丞
五代目　市村羽左衛門
六代目　市村長之助
七代目　市村宇左衛門
八代目　市村竹之丞

右之通ニ候ハ以上

享保十丁巳年六月　狂言座元　竹之丞

森田勘弥芝居の事

○私芝居ハ三十ハ年数ニ候処万治三子年
より酉ニ年ニ至ル六拾六年ニ成候ニ付右之
年数ニ而ハ不申候ニ付本櫓町ニ町同ニ而芝居
和光祖坂東又十郎二男ニ而七歳之節

兵法養子に仕森田勘弥と改狂言座元
仕ル事数年又九郎方へ立元
相撲ニ出ル後又七兵又次郎幷又吉
おやぢ則勘弥より
中絶ル後又ハみセ幷福松を又九郎
烏帽子児ニ仕狂言ホ指導仕勘弥を
お譲りハ則只今の勘弥ニ至ル
五代ニ成ル右之段大体方へ又七伝者
ニ坐ル事ニ候ヘ共元祖ニも先祖森田
又九郎ニ而ニ譲り候ニ代ル板東又次郎
元ニ勘弥ニ而ニ候ニ付
〇木挽町ハ山田長吉ニ而ニ今ニ新
芝居ニ而ニ候ニ付ての役者ニ而ニ候
といふ者大奥の老女江斎ニ而ニ

密通ニ而ニ同ニ而ニ江斎ハ内ニ而ニ出ル
ニ而ニ後ニ而ニ覚ニ而ニ
極ニ而ニ頼ニ而ニ候ニ而ニ年月ニ而ニ
候ニ而ニ山田長吉ニ而ニ
幸ニ而ニ候ニ而ニ
ニ而ニ候ニ而ニ擔ニ而ニ
ニ而ニ候ニ而ニ
いふ〳〵ニ而ニ
〇三芝居ニ而ニ
ニ而ニ候ニ而ニ
岡越前ニ而ニ

○右傳内儀六十年餘神田明神社
地よおのそ久三商とも放下師そ芝居
仕ら候堀町江引越傳内と名を改め小
芝居仕ら其ち芝居ら変ら放下師社
ら勤傳内とも堀町そ芝居仕り候お
くまら在ら傳内ハいつ〳〵傳内とも
女人堀町そ狢く芝居仕り候十年
程以前また女人ら芝居仕ら候お返
ら候得唯今ら通り大芝居ハ五ら形ひ
難成ら之ら依ら仕方私ら方ら而ら候ら
不申上候

十一月十九日

右ら通ら御差出さ被ら候ら
共穿鑿行届ら感ら入ら候ら

中山出雲ら
大岡越前ら

遊女町起本の事

享保年中町奉行より上書の写

覽

○慶長年中迄ハ傾城町ら武軒之新宅
在ら中ら新ら芝ら無ら葦ら屋ら構ら
三ヶ所有ら

一糀町ら通

傾城ら十四五軒

一蔭倉河岸

右同断

一大橋の内柳町

女郎屋ら惣躰ら門ら
ら大橋ら迄之河岸ら
ら下ら町ら申ら
ら民家ら原ら
傾城町ら尾ハ原三郎右衛門ら者

天正年中丸立柳町と申以然れハ京都
の祇女町の名を分り用ひ申候へ共
とも大橋の内柳町と云ハ生玉の入口ホ
大木の柳町より引こし有ける生玉の名
用ひ柳町と申ひ古き名物町傾城屋ハ唯こ
遊地素生の古き所ゆへ祇倉河岸の俗地
屋ハ陸江戸繁昌と身殺身の除勤町より
引越やい嶺町のけいせ屋ハ京都六条の
傾城町より引こしと云ふ伝へ外
伏見夫町京良木辻とよう条うあり
ま弘三新宅屋敷立ル

○愛古事中　陸城法善寺陸用寺

柳橋の橋前陸用地ニ百ヶ所ニ限り
傾城屋ニ元禄年中ニ引越ル

此時ハ芝橋迄来ル毎ニ相あり屋敷替の
法ニ付ニ成ル所ニ有傾城屋ニ
我傾城町の場所ニ成ル所ニ有傾城屋ニ
ハ、も陸先祥ニ
門ニ而ハ新招中上ル様ハ京都大坂筋
その外法度の津藩ニ
ま先規より陸先ニ傾城町ニ
許ニ而ハ金ニ
ハ、もい陸ニ而ハ定ニ傾城町ニ
我ニ成ル町中の
ハ、も不宜ニ
ハ、中上ル様ニ
ハ、ニ条ニ成ル覚

○抱女買ニ
ハ、の子限ニ
ハ、ニ家職ニ

傾城屋に入込居仕候ても仮令屋
義八手当よく食
も留置候仕合にて若き者遣あそび
次第連て各身を
ゐるよりほかせんすべ
城屋一所に集め一日一夜之外厳敷
強さセナク
○人を勾引ゐる
制禁ゆへ
かあそび
窮屈の娘を
の振袖
三給金を
実父母を

拙女屋に存お
弥ま承及ゐ依
いつも右等の
上ゐ事
○近年世上静
出平均
陳をこのび悪事
ゐ内住
八人同を
残在ゐ
いはぐさ
産教日
の狂女屋
営ゐ不届仕出

商家の居不ㇾ知女房まで
作ㇾ之山間より出ㇾ谷易ㇾ入ㇾ
山深ㇾ谷ㇾ容易ㇾ不ㇾ
作ㇾ之ㇾ第一怪ㇾ
家法許ㇾ
慈悲ㇾ
弛ㇾ仕合ㇾ
古額出ㇾ
ㇾ町ㇾ米沢勤
渡ㇾ辰ㇾ列ㇾ
ㇾ作ㇾ
○元和三年三月
法ㇾ

同時ニ
ㇾ書付ㇾ
○傾城町ㇾ
傾城町囲ㇾ
江傾城ㇾ
ㇾ
○傾城買ㇾ
ㇾ
○傾城ㇾ
一切着ㇾ
我用ㇾ
○傾城屋敷ㇾ
ㇾ
通ㇾ

○武士商人体の者うるさく不審成者紙細工等
所〻可徘徊事
右之通急度可相守者也
　月日

○同時急度申渡候覚
勿論之通被仰渡候ニ付而ハ猥ニ外出等
いたし候ハヽ名主家主ニ而も
名元ニ而も早速可申出候
慶〻しき事ニ而ハ
みだりニ呼入候ハヽ
長屋ニ而も申出事

○寛政十一年の比横山町ニ勾引
や悪党立入て甚敷
事有之ニ付
名主家主
江戸町

李行而入狂出ル狐おとし同名ニて浮
戴判ニ音約束等ニ狐ニ化ル
名主家ニ而ハ名元ニ而ハ
小田原ニて天正十八年ニ高札ニ而
十云〻ニ而ハ南地ニ而ハ銭瓶町ニ而ハ
云〻ニ而ハ時ニ而ハ
○菖蒲町ニ而ハ鼓茅振生業ニ
苅指地形築立ル
好ニ月歩ニ而ハ
歩ニ
元和三年ニ地形等未ル
彫ニ月四年霖月中ニ初ル
一ニ而ハ南買仕ル
○
江戸町

○右江戸町と名ゝる
ゟ後初る開基傾城町江戸ゟ
おゐらん伝ハ此所ゟ発ゟ栄ゟ
ゐれゟ江戸ゟ此所ゟ移ゟ
江戸ゟ移ゟ初ゟ江戸ゟ此所ゟ
集ゟ此名ゟ基ゟ義ゟ当所ゟ
同訂町目
○右訂丁目ハ通舎
者ゟ此町ゟ移ゟ
京町壱所目
○右京町ハ鞠町ゟ
引越ゟ京都ゟ
ゐゟ京町ゟ名
同訂町目

○右ハ往古繁昌
ゟ中ゟ上方ゟ
ゐゟ多ゟ此所ゟ
ゐゟ新町ゟ
角町
○右角町ハ京橋の
十軒ゟ引越ゟ
ゐゟ但ゟ寛永ゟ年
町作ゟ
○明暦二申年十月九日石害将監様ゟ
往来行ゟ吉原町ゟ年寄ゟ
ゟ挺ゟ近ゟ横丁ゟ
作ゟ者ゟ
浅草ゟ

而可ゝそこなふ 作者万隅を次第形出
ゝ当ら作法ゆゝ者哥者年任居仕ゆ
雲山夜幸ゝ方江ゝ線ゝ能隈亟極ゝ
ゆゝ幸ゝ上ゆゝ仕ゆゝ事深ゝゝゝ年日年
堀ゝ方幸転ゆゝ石害将監狭神尾
領ゝゆ秩ゝら作法ゆゝ引掏雛
沼ゝ食ゝら里ゝ格列ゝゆ意楽ゝゝ
原ゝゆゝ事ゝ雛ゝゝ掏ゝ秩
ら作恢い

○是ゝそゝ六町四方の場所代地ゝ六古刻
場ゝゝ武丁ゝ三町ゝ恒ゝら下亟ゆゝ

○是ゝ是ゝゝゝ南買仕ゝ雲向ゝ援
畫夜南買仕ゆ執 活気ら作ゆゝ

○引料ゝゝゝ金ゝ方五百両ゝ下亟ゆ

但一小百ゝ百ゝ金指四両ゝ

○町内中ゝ武百軒余ゝ

○ゆゝ六古風呂屋ゝ髪洗女ゝ名付
吉原町傾城ゝ抱女ゝ如一亟ゝ
畫夜南買仕ゆゝ事ゝ作ゆ

○出火ゝ時火消ホゝ町役ゝゝ
○同年十二月廿七日ゝ出火浅草阿部石町ゝ
家ゝ残出合頃戦估

○引移ゝ後来百年三月ゝ日延ゝ

○同三百年正月十八日牟仏丸山本妙寺
ゝ出火江戸中類焼被ゝ者ゆゝ
江ゝ古ゝ時ゝ大火ゝ事ゝ書ゝ安直ゝ

ら仲町より西の小座が片設一南買仕
候旨ら仲濱より依て小座掛仕南買仕
○同四月石害將監稲荷神尾備前守稲
荷根源左衛門稲荷三社同本堤より経山通新
吉原揚屋町見分有之
○同六月代地江高見中引移ら仲付
家作普請出来ら戸村山若狭守ら譲ら
候宅地高買勝手次第仕候ら仲候
右家場所下ら仲候ら宿賃
ら仲ハ相対ら仲候ら仲候ら六月十六日
修宅ら引移高買仕候八月初旬新吉原
普請出来引移高買仕
○日本堤ら吉原大門口まて五十万拾
ら仲ら要路ら仲ら大門の方ハ

ら仲ハ坂ら仲衣紋坂ら仲ら
宮地ら仲ら衣紋ら仲ら
ら仲家数縄張のら仲大門ら仲ら
ら仲道ら仲ら仲ら仲ら仲ら
ら仲ら三回ら仲ら仲
○新吉原江戸町ら仲ら丁目ら仲ら東町
ら仲ら仲ら同ら仲丁目角丁の揚屋町ら仲元
吉原ら仲有ら仲町名ら仲ら仲
揚屋町
○右揚屋町ら仲ら仲元吉原ら仲ら仲町ら名
ら仲ら仲五町中ら仲二軒ら仲揚屋ら仲
ら仲ら仲ら仲ら仲ら仲揚屋ら仲ら仲
お成ら仲揚屋ら仲一ら仲ら仲ら仲
依ら仲揚屋町ら仲

堺町

○右堺町ニ往古寛文八申年三月お姫
名ヲ以テ長ク芝居ヲ許サレ江戸櫓ヲ揚ケ操リ芝居ヲ興行
仕候者ニ候ヘ共若女形ヲ置キ又ハ野郎ニ
限リ候ト云伝ヘル古証跡ハ無之候ヘ共
古来ヨリ悪所ヲ以テ唱ヘ来リ候ニ付
同所ニ住ム役者江戸町弐丁目ニ住居ヲ許サレ
ノミカ切ノ家作仕舞宅ヲ始メ
伏見町

○右伏見町ニ往古ハ堺町ニ有之候ヘ共
旧ヨリ芝居ヲ興行仕候ニ付堺町ノ芝居
ヨリモ多クハ生間伏見ヨリ来ル故古ノ
名ヲ存シ
○元吉原大門口ヨリ京町弐丁目ヘ新吉

原江引移リテモ同町ニ住居元禄七
戌年十一月川口櫓ヲ揚ケ操リ芝居興行
仕来リ候ニ付堺町ヲ表芝居ト唱ヘ来リ
候通ニ候
○此外ヨリ制禁ノ通江戸川ヲ隔テ
若衆女形ヲ置カス野郎ニ限リ興行
仕候ヘ共ノ儀ニ付番附ニ不記出
ス候ニ付ノ儀ニ候ヘ共ニ不記出
候也

戌十一月

○何者ヨリ以来ニ候トモ
一切無用ニ候ヘ共ニ附随長刀門内ニ
而ハ停止ニ候ヘ共ニ
十一月　清検使　大久保長安
中村　長右衛門
○正徳元卯年七月十日ヨリ札ヲ建ラ
ル文言ヲ略ス一覧

○前々より制禁のごとく江戸町之儀ハ玉
さゝ抔女の歌僕並へうだ若遠犯の輩ハ
らゞ三里而ハ名主五人組ゟ其曲事ニ
○医師ニ者ニ而ハ外何ニ而も一切
無用ニ可被仕候刀門内ハ勿論ニ候
可申候

五月　町検使　永井筑八郎殿
○保田越前守様御家老元禄十五年
年二月十四日本堤ニ而ハ
而ハ傷ニ抔ハ堅ク町方ニ代官
従是南ニ方ニ而ハ
従是北町代官所附

○右傷ニ抔ニ而ハ享保二酉年六月
七日町建替ニ

町検使　長谷川兵右衛門殿
平野武左衛門殿

従是南方ニ而ハ馬溜ニ
従是北方ニ而ハ馬溜ニ
従是南ニ方　馬溜ニ
従是北ニ方馬溜ニ

○日本堤ニ而ハ傷ニ抔ニ而ハ
長凡ニ而ハ二百八拾五間ニ
長サ四百間余ニ而ハ
ニ而ハ水道尻ニ而ハ
八拾日間ニ而ハ
元和三巳年ニ而ハ
二申年ニ而ハ
引越享保十巳年ニ而ハ

百九年ヨリ相成ヤ

○右吉原開基ノ次第委シキ方ヨリ相
伺フ日記ヲ焼失仕ヒ又月日ヲ初不ヤ
私記ノ心覚ニテ出来リ〳〵ヲ書ヒハ
誤リ中伝人ノ説右ニ通ヨリ違ヒ候ヒ以上

享保十巳年七月　野吉原江戸町　名主　又左衛門

両國橋

○両國橋新大橋ハ幸ホ年行ノ拵ヘ
〳〵ヨ享保年中井上河内守殿大岡越
前守殿江ヲ作波有テ町ヲ拵ノ支配
ニ成〳〵ヨ

新大橋

両後町年行支配ヨリ成ル

可ヲ於テ書ヒ

寛四月廿日

○右御書付越ヲル殿ヨリ被仰
附河内守殿作ヲ殿ヨリ被仰渡ヲ
橋ヲ成ハ月三ヶ橋ヲ出来ヲ
飯ノヲ橋一日ヲ支配ヨリ拵ヲ
趣前ヲ殿畏テ以書付ヲ差出ヲ

両國橋架渡出来並ヲ年号

伊賀守作波殿ヨリ頼ヨ成ル

享保年中町年行ヲ来沢町
名主ヲ右橋ノ由来ヲ以尋ヲ
由来ヲ以書付ヲ上ヒ

寿四郎と改寛文元丑年初て新規ら
仰付其後寛文六年芝山権之丞病死
跡目萩之丞仰付梶梁太二郎を添
備右萩之丞事相勤候処寛文十年当成
就仕ニ而返天和元酉年権右衛門病死
跡式仰付候処ニ萩之丞事病気ニ而
仰付候ニ付萩之丞仰付置候処ニ萩
女梶船越左門梶之助仰付候ニ付萩
ニ仮権右衛門仕候処ニ萩之丞病気
あるとの事ニ付右左門梶之助
の仕事等行届兼候ニ付萩之丞
仰付候ニ付萩之丞事大躰ニ而頼ニ
有之候ニ付萩之丞事大躰ニ而頼ニ
ニ而返元禄九年ニ其の節十五ニ成候

仰付候ニ付萩之丞仰付候ニ付萩之丞
ニ而返元禄九年ニ其の節十五ニ成候
ニ付萩之丞仰付候ニ付萩之丞
ニ而返元禄九年ニ其の節十五ニ成候

同権元禄享保迄普請ニ而出ル

元禄九子年三月清左衛門普請ニ而出ル
清左衛門川口梶ニ而出ル
梶行儀ニ而出ル
永沢四郎六清左衛門勝田
八右衛門山本六右衛門ニ而出ル
右衛門早乙女清助町年寄ニ而出ル
清梁西井儀兵衛清左衛門
蔵ニ而出ル
成就仕ニ而返元禄十六年十二月廿九日の大
火ニ而権西の方ニ而焼失仕ニ付元年

…お家の支配よりお取扱いの有伊奈半左衛門
…取扱(とりあつかい)より引續(ひきつづき)お来仕(きたりつかまつ)候処享保二戌
…年清修(せいしゅう)寺を…ら仰付(おおせつけ)られ…ら作右衛門
…ら作右衛門(さくえもん)今八町(いまはちょう)まで…の支配(しはい)となり
新大橋開基(しんおおはしかいきの)由来(ゆらい)の事
元禄六酉年五月六日能勢出雲守様
…清光寺中より…ら作右衛門淡町水戸殿
上ヶ地より深川元町まで…観大橋(かんおおはし)…
清始(きよはじめ)より…ら作右衛門(さくえもん)…
…ら出雲守様(いずものかみさま)…ら作右衛門(さくえもん)…
成(なり)…ハ水戸殿上ヶ地の内(うち)より乙ヶ潮(おとがしお)と…
なり…外は池(いけ)…ハ…
の…と…ハ…(ひめ)…

…場(ば)あり…ハ小笠原安房守様(おがさわらあわのかみさま)…
…ハ安房守様…清光寺…
…様…刀…深沢…福岡…
同心中田平右衛門(なかだへいえもん)…谷川…兵清和田令
助野村弥兵衛(すけのむらやへえ)…
但(ただし)…安房守様同心名(あわのかみさまどうしんな)前(まえ)ハ
切(きり)て…

○新大橋御普請出来(しんおおはしごふしんでき)…七月十六日
中山出雲守様(なかやまいずものかみさま)…
阿部豊後守様(あべぶんごのかみさま)…作右衛門(さくえもん)ハ…
新大橋肝煎(しんおおはしきもいり)…出来…御褒美(ごほうび)…
下…
四人(よにん)…限(かぎり)五枚(ごまい)…同心指人(どうしんさしにん)…三枚(さんまい)…
下…

○享保四亥年新大橋落掛出来
仕候中山出雲守様
松浦弥二右衛門
義右衛門
大岡越前守様
高仁兵衛同心元
岡田弥五郎
去ル巳年九月廿五日
親之通ニ田山城守様
江入用金合テ
会津侯
吳岸高四ケ市之
白子屋勘七
炭町次郎作

永代橋新大橋落掛出来仕候
并永代橋町人共町掛ニ成候
○永代橋新大橋名所
相及危体ニ見へ候ニ付
上書付を以テ云上
覧
○永代橋新大橋共ニ
陸奥守様ニ而
○永代橋新大橋熱
損ジ候外一躰破損
大掛りニ出来
永代橋ハ
大掛りニ出来
申年三月

中山出雲守
大岡越前守
九蔵美濃守
鈴木伊勢守

右之通ら作上ル
之内一之帖ハ永代橋新大橋
之通ら作上ル

○永代橋新大橋之内ハ南國橋の
如く杭ら作出ル方ハ永代橋ハ
永代橋之方ハ杭ハ新大橋ハ
ハら巻立ル杭ハ存ル新大橋ハ南國橋の
従来等一般偉(ママ)ク
ま(ママ)ものみ相成ル
事ト上ル

右之通言上ル相成ル永代橋之
方ハ新ニ杭ら作出ル杭ハ深川
之町人共不便宜ニ付取除ル
町ハ来ル行ハ
ハ来ル言上ま
ハ来ル

○今度永代橋ハ杭ら作出ル杭ハ深川中町人
等ニ而町人共ハ永代橋ハ杭
ニ而ハ風雨之節船繋仕
上ニ而ハ不勝手ニ付杭ハ
之通ら巻立熱町人共ハ永代
修繕仕候節ハ
右之通ニ而ハ
卯四月

南町奉行所

同十日戸田山城守屋敷大久保佐渡守屋敷
永代橋町人共ニ新規ニ通ら不申候旨大岡
越前守屋敷ニ而申渡ス
同十一日町人共ニ申出
ニて古ニ通永代橋ニ不申候
永代橋為修覆ニ被仰付候旨
永代中ニ張紙ス
○前書ニ通永代橋町掛ニお成ニ破
損修覆大風雨ニ而落橋ニ付町人共より
行届ニ難修候ニ付修覆の補助ニせんと
橋銅ニ而五千両程寄附上ル旨ニ付町人共
ニ仰渡ハ八町人共ニ而成ニ難ニ付
ニ最初ニ而ニ新橋ニ通ニお造ニ付ニ不ニ

架ニ仰渡ハ
ニ而ニ北新堀大川端 箱崎 南新堀
ニ長谷川町ニ而ニ出ル町ニ而ニ
ニ長岸町 浪町 川口町 長濱町 東濱町
ニ幸濱町 船松町 十軒町 明石町 南小舟
ニ本八町堀 幸町 永沢町 具足町 永富町
ニ南萱場町 ニ而物町 坂本町 本材木町 ニ而
ニ小網町 堀江町 伊勢町 大傳馬町
ニ右町ニ而ニ掛ニ渡ス ニ而ニ
ニ而又仮橋ニ而ニ渡ス ニ而ニ
ニ及ひ候ニ而ニ再掛ニ而ニ
ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ
ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ
ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而

家屋きよ窄出来仕候段受長年中
当修理町江引地御(ママ)(ママ)
和候共終当面ホ之
候丸之内
○四拾三年以前天和三亥年新規
揚屋屋敷ホ来ら御作出ホ之揚所之
ホ窄屋敷ホ之ホ上ホ同心居宅ホ上
揚屋屋敷江遣ホ成ホ
同心居宅ホ用ホ有ホ上ホ為代
地本石町四丁目ホ有ホ表ホ八百坪
好ホ旨親世新九郎上ホ屋敷ホ
下ホホ揚屋敷出来ホ有四拾人外
同心十人新規拾ホ御作有ホ同心ホ
十人ホ拾人ホ御作有ホ屋敷ホ本町ホホホ

○窄屋近火の節窄内囚人放ホホホ
明暦三酉年九山本ホ寺出火の節江ホ大火ホ
相成窄屋火急ホお免ホホ石出帯刀ホ有
囚人ホ浅草善慶寺ホ被ホホ
お領金ホ
○今百六拾ホホ有同心四拾人ホ預
同心四拾人正月十八日ホ焼仕ホ有ホ引取
請ホ路ホお役ホホ候ホ伴
明暦三酉年三月十日石出帯力
浅井治右衛門ホ
辻田右太治ホ
伊藤彦治ホ加ホ
表書今百六拾ホホ有ホホ
本ホ有ホホ

名

○帯刀居宅之儀入札を以金五百五拾両
落札之者江仰付候金高し請取申
町役年行司ゟ帯刀居宅之事
請合之下札ゟ相渡事

○当三月廿七日窪屋郡焼之節名主
帯刀同所之者共ゟ通候書付料之
下毫少も相紛敷一通之別紙
親類ゟ申出候通相違無之候
依之別紙之通申渡候
仍而如件

四月

覚

○三拾九年前壬戌年窪屋郡於

焼家仕居焼失仕候哀

金四百五拾両　　頂戴仕

○廿二年前寅九月仕居宅於焼之哀

　　頂戴仕

○十八年前未十月居宅於焼之哀

　　頂戴仕

○十五年前酉正月同断

　　頂戴仕

○八年前亥十二月同断

　　頂戴仕

○五年前子正月同断

　　頂戴仕

○三年前丑同断

○新金百両但乾金弐百両ゟ被領仕

○右之通ニ役宅私住居新築仕候ニ付テハ為ニ普請料金百五拾円自分住宅普請仕候節ハ御返納可仕候間御願ニ付上

子四月

石出帯刀

○右之通彼出差図ニ付テハ金百五拾円之内ニ而ハ不敷候間石出帯刀未期及着抱入新始末之事

○囚人保手中帯刀病気ニ付テハ初メ之内ハ牢屋ニ而療治為致候ニ付テハ宿谷勤方云々ニ付テハ囚獄之手ニ而ハ療治為致候事

覧

○囚獄石出帯刀病気ニ付テハ宿谷伊兵衛ニ而ハ療治為致候事ニ付テハ着抱之儀ニ付テハ

覧

○私儀近年来病身ニ付テハ橋隆庵ニ而療治ヲ受服薬仕候ニ付テハ平生ニ而ハ差支候ニ付テハ本服之節ハ出座仕候様致度奉願上候

石出帯力

○私儀近年来病身ニ付テハ橋隆庵ニ而療治ヲ受服薬仕候ニ付テハ平生ニ而ハ差支候ニ付テハ本服之節ハ出座仕候様致度奉願上候

石出帯力

石出帯力判

名前

石出帯力

○私五才之時実父帯力看抱之故先上ル
実ハ領為勤之夫故帯力を通ル仰付之時廿七
年以来御預所佐々木勤之夫故帯力を以
江戸ニ而勤ル事三十七年以来当春
五辰年七月小条ニ有房ニ而甲斐庄弾
正辰江勤役中私廿五才之時帯力隠居
私帯力之跡商年と三十七年ニ而江戸ニ而勤
中ニ而十年以来私持病差発候ニ付江戸ニ而
勤出来ず外ニ而評定所ニ而ハ度々出合ニ而
勤役之義ハ勿論六才之時ゟ私幼年

実ハ佐々木清俊ニ而御座候ニ付
之義ハ看抱之段実父ゟ聞ル例ニ而
来七月ニ而ハ松野主水ニ而
中山出雲ニ而辰江勤役中私又病気ニ而
辰江用人宿谷源左衛門ニ而
方ゟ引取江評定所ニ而
八せ弐拾人ニ仕候ニ付
通実ハ佐々木清俊ニ而
別勤ニ而ハ改而
年ニ而弐拾ニ付
扶持ニ而
方ニ而
寄合ニ而
十人扶持ニ而

名面

古書付差出候上先親の面ゟ　仲俊
陸書付左ゟ西
○右帯力形ゟ西　勤功仮佐矯サ罷戻
ゟ改看把役仮仰勤候ニ　ヤ候ハ
是ハ享保九辰年三月二日松平左近将
監及越前ゟ石出帯力ゟ
三百俵

石出帯力跡
実ハ
佐矢清
年十五

右帯力永来山博切米実ハ佐矢矯ニ
ゟ下ル

中橋新地ニ而非人小屋の事

○正徳四年辛午十二月八日中橋新地ニ而非人小屋
訴有之ニ付場所改ニ番小屋弐ヶ所出来
如前ニ有之候一ヶ所ハ番人ニ而
渡山屋治右衛門ニ而浜ニ有之候ハ番人
訴有之ニ付同月廿日ニ
吳竹ニ而小屋入人ニ而
人数ハ辛未年三月廿
屋引ニ付候ニ
ゟ力

吉田政右衛門
吉沢仙右衛門
辻　牧野勝右衛門

下役目心

ゟ力

中村三右衛門
長時庸七郎
浦田作右衛門

下役目心

○享保七寅年五月十五日主殺ニ女牢舎の

内お牢こ女ども引ゐ付お牢こ女私ども女十六人
ちやうや夜頃番ごとの名所お牢こ番おれ
骨折申る員三貫文ごやまい
かこと色ゐ座い
車丹波る父お始来のる
〇彼合七ら先祖を尋ま抑義家の
記ま常州の大守佐竹侯弁義家ゐ大坂
の味方ま関東の陣者ま多宅なるる
を取寄車押丹波ま手ごみ五家の打ちる
石田ま怨ま結ひ雄無候勿を以もも
流浪しくれが深く三成ら妻を見ごと頻
まま主実義家を違ひ関東まもう
む ゐま義家景勝征伐の攻ら出ら民

私祖るをかしく征伐しまま
(を襲ひて切その母
多りくれども流石ま
ら何もら日を送
天下大ま定ま
人ま多りる物
う出業の趣を
佐弁渡を襲ひ
元源族多く
西き源氏の花
ら豊ま都ま陪従
たと義家
おおて源族
むの罪すくむべ

江都す浪さん梁派まで
きうまよ若士廓とそ
深く恨み父の仇あれい神矢を番しを
らんこゞけ庭作うの男とそうてい戸
口城中口庭よ入込窺ひきうしまお前
祚君の庭一ありさせられしまを晋女廓
樹木そうえまをしてお待する本疵をとう
恵一口お前を目ゞけてお待をるよ天授
大恩の祚祖されいいそ何のやめをうきま
忽ち陣ありこ尺そうう指そ出のそうぞ立
こうける口近方の業大よ鬱きすいや狼
藉する奴る引下しそお叙せとのくそり
さるきしまを 祚君口制しら延何れも
何をちゃゞぞ彼者何の狭心そそて家

小害をこそ為き力をゞそ枝を切らんとそ
あゆそて鉄を打かとせしまへ全く怪我なう
今草創の世よしそ人心の本きいぶく時一
の不幸を罪するはへ人心うるそもある
きつしそ彼をつみまるるうあれそもぞ
るきあとそはらんは法のそせそ休ませそ言
まそ入浴そるゆへ口消の業も叶ふとそ何
るゆへ止ぬ者士ゆへ髪の口をまぬれそうぞ
いそ業ずるよ神祖驚吟しそ承心意そさ
つしそ語うるのんさうるゆへ倶不戴天
の本文なりいうふしてもあそを違せんとそ
予こは心そくぐきるが吟び仕そんしまる
ふへ餓り急あそうをを人こそ辛く
ハ仕そんぞもと為る口意造りに入て薬

内に勢力を生じ、陰ながらも猛威あり、ひそかに衆心を
先つ思ひ入る者のこゝろざしを遂げ、身をひそめて陰
寝ても、今も忘れんことを待つあり
なんのごとく、その刻だあり、小陰ながらの方
まりありうさして神祖の廟へ入らんとす
吾七郎こゝろんと思ひしかあり、増の
あるく、鹿児の人々日ごとに大剛の
志形こゝろおし、心おごりを以て仕えんこと
大事あることをたらひ、多角より神祖を
陰寝ふく、今もし乱出小性完を呼び
七郎意のごとき出のあるをもて、せぐる心
つと上意ありぞ我もく、と庵を死

愛かしこと尋ねるに吾七郎今ハのがく
かさるくせんて一太刀恨みをんと思寝ふを
ニしてあとより出るを高かりんく抱こを曲もの
あることゝみあつまりをどろの
命をかくかたり陰希一引をへり神君
ゆらんあつて以小性衆を
ふの吾七郎のまて
まて言とく武運
とるの勢は神君を忠孝勇壮をん
しるひ義士作弁をもつて義士
上意ありて一命をゆるさけあるを吾七郎
うけびもつて上るふ我望てこれとり自殺
まぐくの神祖陰怒の仕をますて
今善天幸と詐い我の命をあぐをん汝も

我壱岐守ひらび九郎義でこぐ之助
とおもわせおれハ若年なれ共久々武
道を稽古なしたれバ彼が害心を察
し其命の仇を撃ん為ハ今日よりの
ちの事ハ思ひ捨て一生を終るべしと覚
悟ハ極めたれ共其志をあらハし
ハ百日の命とそ命の首領となる
車若七と精しく連絡せり
陸奥弾左衛門の由緒の事
○或人の記伝より弾左衛門先祖ハ元我国
の人なりや秦の亡ぼされし時秦人
の漂泊して吾朝へ来りしや武虎天性武勇多く
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

も是せんと思ひ設て討ん事を伺ふ
頼朝斗り正盛ら再ゝ入て大ゝ憤激して彼八一
度ゞ死ぬの英雄ともいふべき数箇所の
不義の始末ひしと申上ければ
両まと評義もなく武虎又先を争て打ん
んと思ひたく討ますのいとまなき内夜よ
ほぐれて義夫ら正盛ら威光天下に
きこゆる厳重なれど武虎ごとと思案を
らしくふる関ま、源氏の代ゝ領ほとそ
ゝ指揮も受ぬまゝなしく
頼朝ごとそ身をあつしく実ぶ八心盛ら先
さそのがれなら運ぬさまあつしてそ孫とも沈
倫しそ人ごとも交るまあさまぐそる伊勢の多
頼朝ごとそ勝ぬ

同人書上の写ハ左の通なり

覧

○私先祖掃部頭池田より相州陣会ニ参り
相勤ル事長吏以下の名弥増なりとハ申
先祖より支配ニ仕ル旨ハ陣ニ頼朝公ニ長吏以下支
配ニ仕ル旨ハ陣会若宮八幡宮ニ而
ニ当ル旨ハ陣会ニ而
の内ニ長吏ニ尋ル事ハ陣会ニ而
写ニ黄ひ引両ニ剣梶ハ
ハ申ニ而お渕ニ仕ル
幡宮陣祭礼ハ神輿先ニ
京都男山八幡宮ハ多ク
相勤ル外ハ多ク
○禁中様 清百会剛簡大和ニ

扶持代わる頂戴仕り兼畑の掃除
長吏小法師等へ新古お勧め扶持
頂戴仕り其上拾ヶ村領内少宛取集
○京都二条の城掃除同断出吏下村云
助ヶ勤地方にて百五十石頂戴仕り上納
こと御公儀の支配の者吏もこれ
の役あり宰相勤め者もこれ
○陸人国と云私共拙武蔵府中にて
理念ヶ陸ヶ勤め者下にて
下支配仰付られ候小田原氏亡び後文
吏所の吏等陸奥出
吏等と稼ぎの御仕り甲斐信玄公陸

語文の評定所一座の上支配の頭と
仕り候私祖父より古来より職
世話その他古来より拙或は陸南蛮掠
草鞋陣を張り勇
出羽奥仕り候依て私等相立
居り候文の評定所にて百上私にて不
急度仕る様にと先のごとく支配
○陸人国と云附添馬医稽古
附添馬医仰付られ猛引の轡と云私共拙
支配の猛引百連れ候病馬快気仕
候ヶ所にて褒美として頂戴仕り候例
年正月十一日陸城御厩にて御馬
頂戴仕り候者同頂戴仕り候ヶ

先例ニ而ニ候
○陣入国ニ表ニ稽式ニ候共老中称候時
者勿論御役人様ニ而も御礼ニ御出被成候砌私林上
下組ニ而袴羽織帯刀仕相勤申候
○所ニ而実両ニ而ニ候共女通ニ申候ハ古来ニ
無之候間ニ而ニ候ハ上私一判ニ而ニ候ハ判形ニ載
仕候ニ而ニ候
○私所持仕候代ニ而ニ候ハ判形濃州書付ニ而ニ候ハ
合戦ニ而ニ候ハ首帳面ニ而ニ候ハ記私先祖ニ而ニ候ハ
皆集房ニ而ニ候ハ其ノ形判符私方ニ而ニ候ハ
共御ニ而ニ候ハ判用ニ而ニ候ハ大切ニ仕候ニ而ニ候ハ
集房ニ而ニ候ハ判ニ而ニ候ハ仕来持情
○九十八年以前 陣城ニ而ニ候ハ一番ニ而ニ候ハ
工仕ニ而ニ候ハ持頂戴仕候

○時ニ而ニ候ハ陣ニ而ニ候ハ敵ニ而ニ候ハ軍用ニ而ニ候ハ細工
陣入用頂戴仕細工ニ而ニ候ハ候ハ
ハ陣ニ而ニ候ハ候ハ候ハ

○年来飢饉の節岩槻町の仁爾所難渋不
立下候
○大火事の節は来防金ち下候
○品川より九檣忠孫磔ち吉橋よりかけ
石谷左近将監掛かり今ち立下候
○盗賊方赤井五郎作掛かり今ち立下候
○上坂ち仰へ出候掛かり跡ち頂戴仕
仕候外礫ち用ひ候跡ち編笠頂戴仕候」
一本ち用ひ候ち止る神尾備前守ち掛ち
打ち下坂朱印ち給ひて御番所掛かち
下候
○私ち支配ち長吏八左衛門年貢田地ち
居屋敷中年貢ち納ち候上
ゆゑち余多抱ち屋敷ち拝領仕候ち
頼朝公浄朱印ち写

長吏　座頭　舞く　猿楽
陰陽師　壁塗　土鍋　鋳物師
辻目盲　非人　猿引　鉢扣
弦指　石切　土器師　放下
笠縫　渡守　山守　青屋
坪立　筆結　墨師　関守
鐘打　獅子舞　蓑作　偃儡師
傾城屋

右ち外の者数多頂ち候ち此内盗賊ち業ハ長吏ち共ち
ち長吏ち年貢頂戴仕候ち尋ち候ち答上ち通
享保四亥年三月　浅草弾左衛門

湯屋を傾城の下多るべし〳〵人形舞ハせ
者の下たるべし〳〵

治承四庚子年　藤倉長吏
　　弾左衛門惣兼

九月

頼朝　沙汰

○小田系和泉判

〳〵状写上州平井長吏九郎氏重の時家老より千
太郎左衛門吉重迄私吟味太郎左衛門横合ニ
中支度旨訴る裁許ニ多数の平井也其外
郎家の一類之内ら排出若ハ抱方有之ハ急
度可届旨一類之内ら小田系〳〵泊迄可差
仍如件

弘治弐年　　評定所
　　石巻下野守判
　　長吏
　　太郎左衛門

○長吏源左衛門沙汰国法ニ依て作法ニ
変沼田道者義横合ニ剃〳〵左衛門ニ子
方沼田屋敷屋敷義返可申旨ニ付沼田
銘〳〵代福島孫七郎ニ於上沼田
渡し候ニ付上源左衛門ニ申聞候ニ付
ニ拂ハ分ニ付

○長吏源左衛門沙汰ニ拂ハ分国ニ屋敷
長吏ニ有之ハ代官品
川ニ仕候ニ付ハ上令ハ細ニ有之ハ異ニて太郎
左衛門ニ於ハ成敗ニ依ニ不
入地ニ有之ニ付ハ人ニ上ハ抱方不ニ有之
談討ニ於ハ仍如件

永禄二年　　狩野大膳亮兼て
八月七日　　長吏
　　太郎左衛門

○西上州長吏職并砥板等為始小幡谷累代吾等和相斗数通先渡歴然之旨今以後不可有違背者也仍如件

天正四年八月七日　　弥部大炊助承之
西州長吏　助在判

朱印

○涉佐馬之定自江戸小田原北條氏康毛呂兵部少輔と成り涉用之条目之通常陸判　修理判　大石見判　長谷長右判　伊佐右衛門判

辰二月六日

○今度涉陣為涉用板同度令出旨方々相尋矢数揃於有之者可申出候度条名次第代物之儀相渡可申候為其如件

五月七日　　内藏助　修理　下
弾左馬之

弾左馬之古格之通涉書所門内
常刀涉免之事
各惣而其外諸役之儀私述
弾左馬之

○三涉書所之儀ニ付而之掟
一弾左馬之支配之涉之大隅守掟村越右門之掟仕候者并名代之者勿論何時ニ而も弾左馬之病者ニ而不罷上候ハヽ右仕連申候
一名代之者共悪敷事仕出候ハヽ急度可申付候
一弾左馬之名代之儀ニ仕出候自然と暮候ハヽ大涉老中掟之

始め法山寺の称号を受け、今は和
州法善寺称号の寺格に仕候。然ル処
彼の寺住持無之候ハヽ、私方ゟ添状ハ
仰せ下され候ハヽ、其節ハ何分の御
礼も可申上候。門内迄ハ刀
を帯し通り申候仕来ニ候。
享保四亥年二月　幾峯
右之通上ニ申上候ニ付、頻ニ懇望仕候。
月芝日彩通法光寺ニ住候節、
右ニ付書付上ニ候

○此度私中間喧嘩ニ及び、尋ニ
候処、文ニも寄ニ無之候。
加ニ上ニ御免有之候ニ付、
急度も無之候ニ付、
主ニ対し私ニ申付候も同然ニ
奇ニ存候間、此旨上ニ
州私ゟ下ニ差遣し候ニ付、
墨付相違無之候ニ付、
上ニ差上候

○小栗判官ニ頼ニ候ニ付、
浄瑠璃ニ仕候ニ付、
浄瑠璃ニ仕候ニ付、
ニ致候ニ付、
ニ致候ニ付、
ニ致候ニ付、

○訴上潟ニ帝ハ橋津庄河ヲ跨ル架池田郷大村長吏八右衛門ヲ会計ヲ命ジ架ル所ノ橋ハ村用ヲ以テ新ニ架ル中ニ古来ヨリ架ル所ノ橋ハ廃別ニ南西ニ丸木橋ヲ架シ渡船ヲ置キ往来ノ便ヲ謀リ仕ル候ニ渡代ヲ以テ修繕ヲ加ヘ来リシヲ今般上訴廃シ以後ハ橋ヲ架シ渡船ヲ置キ往来ノ便ヲ謀ル旨ヲ以テ右衛門ヲ始メ村民ヘ申渡シ候ニ付テハ従来ノ通リ

○同沙汰を被る訴人不私方子細裁許仕
○関八州惣主配符を出入不私方子細裁許仕
沙汰之儀於召決者不及訴訟遂平日
仕本主配符外令出入南北に於在々所々
云八私方より作料沙汰等可召上
右通促従古来之例也
享保十七年九月　日　　滋岡弾左衛門

追

右任右大将家御判之者相模国御免由
緒書載之令利用之条利有之不入之事
彼跡之書類悉籠岡沙汰限
利有限歟仍上申之状如件
大永三未年三月廿二日　　雲岡少納言　法眼良祐

右頼朝公御判於紛失者
縣五帝作之者
○縣五帝作之者あり其何のものを
を知らず寛永年中日光山　神社沙汰
婚礼筵石作出来之事
猿合より上野笠石山上ニ引上ケ下ニて何ん山
谷嶮岨ゆへ人不容易ニ種々丹精を
ぬきんて工夫をめくらし遂ニ笠石を山上
ニ引上ケ下ニ帰り夢後成就之事

上閑よ至〻仁褒美と〻そ
大獣院様より武蔵国児玉郡傍示堂村
と〻高弐百石下置ル事慶長六酉年
町屋敷拝領致し〻ル而已
五郎作利安〻と宗悦と改名いたし
縣氏の姫君と〻あり

町年寄樽屋藤左衛門

〇水野右衛門大夫忠政七男水野弥平左衛
忠頼嫡子水野弥吉康忠後ニ稲三四郎改

〇永禄三年父弥平大夫三河岡崎ニ
討死仕ル跡吉弥吉八才ニ而
桂視様ニ御目見仕り側ニ
才ニ而元服仕り一字拝領康忠と
〇元亀三年十二月味方ヶ原ニ合戦ニ

弥吉計十歳一日ニ門信玄の麾下ニ而
五郎赤張三左衛門を始め
級を入実検ニ又大久保甚五郎
ニ弥吉救ニ甚次郎感ニ
名を三四郎ニ改ム

桂視様演
玄士年追来ル時弥吉天野
重後ニ而ニ陳仕り天正三年五月長篠
御陣ニ而ニ三四郎酒井を献上仕ル
ニ而ニ追ル迫ル而ニ信玄の麾下松平金吾
を討取り有信長ニ而ニ彼稲三四郎働
と御感ニ而ニ依而ニ命ニ仮名を稲ニ改ム

〇天正九年五月武田勝頼ニ
三四郎桔梗ニ而ニ兜を献上仕ル

よ〳〵志情あり依て法深の役を指揮す相
改まり時に三四郎俊達卿町と支配と仰付
給ひ八月十五日於江戸町と支配役を仰付
玉川南上水支配仕武州豊島郡と関口
小日向金杉三ヶ村市代表を亀町年寄役
お勤代〳〵帯刀仕候〳〵御停止と雖も
町年寄に格別の旨を以仰付
常憲院様御代文化御修復
寄合も一同長止退官之節仰渡刀も止
また貫属神田玉川南上水通ハ従来支配
ヶ村市代表を以仰付
古と通先祖御奉公仕候年忠に付
お配と被仰

御目見仕同月上野御普請
等出役等之節月番
御役被仰勤
○寛永十四丑年　権現様より
領と雖ども御代〳〵両村
○東叡山三ヶ國御
○慶長十七年寺領
来り御国御
南人名を仰付
差添社等多き
○寛永十七年　大猷院様御上洛
為御祝儀三代目
計仰御役料御
○寛永十四丑年炎焼仕候

明暦三酉年大火ニ而焼失仕候
一年ニ両年不断ニ而蔵ニ而ニ年ニ
都而拝領ニ而ニ年ニ両度宛ニ而
仕候外ニ而ニ年ニ
右之通委細ニ而ニ
年大火ニ而焼失仕候
享保十巳年八月　移転被仰渡
京都市中ニ而ニ
○私先祖ニ而大館ニ而ニ民族ニ而ニ
旦那寺ニ而ニ仕候
擅院様ニ而ニ三州ニ而ニ
豫州方ニ而ニ
地ニ而ニ仕候
祖ニ而ニ

焼失仕候

○一年ニ而ニ
所持ニ而ニ
○慶長十八年八月十日ニ而ニ
町ニ而ニ
配仕候
村ニ而ニ
等ニ而ニ
止ニ而ニ
当憲院様ニ而ニ
町年寄　格別ニ而ニ
町年寄ニ而ニ
ニ而ニ
ニ而ニ
ニ而ニ

○天正年中湯上彦四郎唯今と称する者
始て当所へ移住(うつりすま)し爾来(それより)連綿(れんめん)として私共迄
凡(およそ)七代

○慶長年中奈良御普請中仙道一里塚
出来(しゅったい)の節用材(ようざい)多く伐出(きりだ)し其(その)後(ご)当所(とうしょ)へ移住(うつりすま)し唐(から)人(じん)と称(しょう)し代々(だいだい)一里塚(いちりづか)繕(つくろ)ひ来(きた)る

○寛永年中新城(しんしろ)御普請(ごふしん)の節(せつ)江戸(えど)大火(たいか)の節(せつ)外(ほか)拾六ヶ所(しょ)の外(ほか)拾弐ヶ所(しょ)の御用木(ごようぼく)伐出(きりだ)し其(その)後(ご)当所(とうしょ)へ移住(うつりすま)し代々(だいだい)御用木(ごようぼく)伐出(きりだ)し来(きた)る

○寛永年中新城御普請の節江戸大火の節外拾六ヶ所の御用木伐出し其後当所へ移住し代々御用木伐出し来る

寛保元年酉月　奈良屋市右衛門

奈多村奈右衛門より書上の写

覺

○私先祖奈多村弥六儀代
拝領仰付入国之節江戸表(えどおもて)より
仰付(おおせつけ)られ遠州(えんしゅう)より百連(ひゃくれん)
御供仕(おともつかまつ)り高比町(たかひまち)年寄役(としよりやく)仰付(おおせつけ)天正二
十年十月

○黒木頂戴仕(ちょうだいつかまつ)り江戸二年寄(としより)を
私(わたし)九代奈右衛門(なえもん)御用(ごよう)お勤(つとめ)相続(そうぞく)仕(つかまつ)り先
祖(そそ)より数代(すだい)御普請(ごふしん)御用木(ごようぼく)伐出(きりだし)候(そうろう)儀(ぎ)
年々大火(たいか)の節(せつ)数多(あまた)焼失(しょうしつ)仕(つかまつ)り中(なか)
候(そうろう)ニ付(つき)数書上(かずかきあげ)差出(さしだ)し候(そうろう)処(ところ)四十三年
以前(いぜん)寛文(かんぶん)十年(じゅうねん)数多村(あまたむら)奈右衛門(なえもん)
大猷院様(たいゆういんさま)江(え)水練(すいれん)差上(さしあげ)御感(ぎょかん)被遊(あそばされ)候(そうろう)

中上寛永九年本町ヨリ捕去ル今ニ至テ捕ル
為ニ褒美ヲ以テ計町今ニ地相領仕ル寛永
年中　大猷院様浄上洛ニ被遊候節
富士川徒渡ヲ以テ先仕ル申伝ル

○先規ハ江戸廻リ数ヶ村神田玉川両水
巻支配仕天和三亥年常刀厩斗同亥
用ニ成ル一統ニ成ル申伝ル

○先規ヨリ牲焼ニ被遊候節今ニ米ヲ領
ニ成候ニ付役一統ニ成ル申伝ル

享保十乙年八月　森多村長右衛門

地割役相勤候ニ付情ニ申述書ヲ以

○町地割役成ル本永勤来リ候ニ付願ニ不限
居住粋勤来リ候ニ付余ニ地割役ニ
居住一子ニ限リ申伝ル并ニ役ヲ

作并ニ名子多来リ不行法ニ付十六年ニ
寛永年中役ヲ百石ニ付入率ニ作并ニ定年ニ
二月ニ仕ニ付ニ郷ニ作并ニ同年ニ地割役ニ
作并ニ古勤来リ地割役ニ付ニ町ニ
来地割地役勤来リ同地ニ用ニ成ル町ニ
年ニ付ニ大工ニ本永内通ニ百地ニ
用ニ役人ニ付ニ作并ニ内通ニ
ヨリ用地ニ異ニ役人ニ付ニ作并ニ
ニ成ル申伝ル并ニ右役人町方ニ
請ニ証ニ成ル候内通ニ相合ニ
上木原勤来リ内通ニ親ニ町方ニ
若越ニ地割ニ役人ニ作并ニ
法ニ付名ニ不申ニ役料ニ
裏町一町同東側ニ永中ニ表ニ

表行目廿五百町反畝歩ノ内
国小倉舎利ノ七京ノ廿四百四方ノ町ヲ除
キ永舎ル卯ノ九ノ本石町ノ領反
歩内用地ノ成永富町三町貝ノ表京ノ本
五百裏ノ廿四百ノ家屋敷ノ猶他ノ下ノ地割
内開ノ地ノ高ノ時扶持方ノ下ノ永富ノ町
数ノ成ノ先年拝領屋敷金銀売買ノ儀
ヲ以テ今ノ子貰入返麻滞ノ有先年保留
内脇ノ振ノ五段ノ物金ノ方ニ於テ
中続ノ成勤ノ代ノ於テ勤ノ代ノ方ニ
百於テハ今ノ高ノ有ノ出上ノ拝
ヲ右情ノ訳級ノ作ノ内ノ
級ノ勤ノ至ノ内ノ
ノ振ノ内ノ

役ノ作ノ右日本橋ノ領反歩下ノ
ノ作ノ
○私儀ノ中続ノ
大ノ忠政ノ水野弥右衛門ノ
熱ノ情ノ訳ノ天正三年五月廿日ノ篠
作合戦ノ物　家康ノ陣中ノ
朝ノ合戦ノ首ノ
ノ陣実検ノ備ノ
ノ振ノ
ノ
信ノ
家康ノ信ノ
信ノ

浄大將様か水野孫吉を御三四郎と改め名を御と改め三四郎と改め名字を御と改め三四郎と改め名字を御と改め三四郎と改めし名跡の儀不相手を指様を可申旨にて御三四郎殿家康公へ被仰渡御勘気を蒙り浪人の身となり成田甚地江戸へ下り町宅仕よろず借財等にて町中の者三四郎を打殺し自殺を町の年寄共へ届出ず男子無之家康公へ関東浄入ほどなく身上御免の上

元のごとく日本橋南をよりまた表へ百五百家作り町屋敷となり下家数八拾三軒と町名を町人共自分の代と月年拾居住仕り名主方へ名字被仰付候へ共名字を用ひず

享保十七年九月

享保年中町人数家数の事

○享保六丑年霜月町方町人男女人数

五拾万千三百九拾四人　但地借店借り
　　　　　　　　　　　　百仕まとの人数

男三拾弐万三千弐百八拾五人

内

女拾七万八千百九人

○享保七寅年四月町方武配町人男女人数

四拾八万三千三百五拾五人　但地借店借り
　　　　　　　　　　　　百仕まとの人数

男三拾壱万弐千八百八十七人
内
女拾七万四千七拾七人

享保六丑年十二月人別帳ニ引続ク

壱万八千三拾九人不足

内
男壱万四百壱人
享保七寅年九月町方ヨリ配町人数ニ
男三拾万七千弐百七十七人
内
女拾六万八千九百五拾九人

享保七寅年四月人別帳ヨリ引続ク

内
男弐万六千弐百八拾弐人 女弐万六千三百三十八人
同八卯年四月惣人数ニ 但地借店借り
百廿ヨリ之人数
男弐拾九万弐千八百四拾弐人
女拾六万九千五百六拾三人

同七寅年九月人別帳ニ引続ク

壱万六千三百九拾四人不足

内
男壱万六千九百八拾八人
女六百四人過

同八卯年九月 右同断

四拾七万三千八百四拾人 但地借店借り
仕まつりの人数
男三拾万四千六百五十四人
内
女拾六万九千百五十四人
同八卯年四月人別帳ニ引続ク
壱万二千九百九拾七人不足
内
男壱万四千四百七拾人
女四百九人ニ

右之通年ニの増減ニ而此外能登
珠町宅ニ而武家ニ而ニ死遠ニ

町人お除ヶ坐

閏四月

去辰閏四月十四日法ヶ坐ニ而

小石川養生所一條之事

〇養生所の儀ニ付、寛政十辰正月鞘町十二丁目三河屋市右衛門店町医師小川笙船(しょうせん)

右施薬院(せやくいん)ヶ坐ニ而二月廿日有之、三座ヶ坐ニ而評議之通ニ而ハ難相成ニ付、猶又伺ニ及候仕形ニ而ハ追而ヶ上ニ而ハ如何之儀ニ付、評議ニ而ハ無之、ヶ坐ニ而ハ有之

家持ぢも、廻り名を施薬院に入置やひく可遣旨申ゆゑ
陸奥用弁中納言安倍朝臣兼盛卒す兼盛ハ
ある男子と女子多ハ所人ハ名を料ら
陸奥按察使兼守鎮守府将軍なる事
中頃ハ～今ハ多ハ所ハ名を外の名を一字
ハ名をハ所ハ名を左の如ハ陸
奥国ハ名ハ所ハ名ハ所ハ名ハ所

寺内仕差奥鳥残ら午夜浦風敷
屋もお焼い

○小川笑船震生氏焼跡にて赤坂一木町ゟ武百九十
余軒ゟ焼残ル家ハ僅ニ七軒ゟ焼残ル家ハ僅ニ
ハ小人おそひ申候ニ付上下各長町
ゟ下谷御成道ゟ上野三院上ノ屋敷ゟ下谷広小路
ゟ浅草ゟ駒形ゟ蔵前仕舞
ゟ浅草ゟ駒形ゟ蔵前仕舞

○堂ゟ久右衛門町ゟ薬研堀ゟ二ツ目ゟ亀井戸ゟ
ゟそこ〳〵ゟ享保年中ニ上ゟ
○浅草ニ拾ニ軒ゟ元茅町ゟ

深川ニ拾三軒ゟ焼残ル家ハ僅ニ
極難寡孤独の家ニ
ざるゟ泰平ゟ世ゟ

師俗法おゟひ
侍賀ゟ孫ゟ
飯ゟ作身和ゟ
焚給ゟ寛永十九壬午年造立仕候
お浅ゟ同二十未年ゟ俗法
元ゟ集ゟ
ゟ
一切和方ゟ
ゟ上ゟ
ゟ

年申十月二日
上ゟ
ゟ

年代ヲ紀ス

堂前整古次第同

一白狼五枚　堂狼（たうろう）　等検見代
一同　六枚
一弓同壱貫文　一弓　壱貫文　楯（たて）　弐百銭
一弓　壱貫文　梁（うつ）　弐百銭
一弓　壱貫文　札銭

右ハ矢数ヲ枚ニ分ケ方角ヲ定メ射手ヲ射ル者ニ札銭ヲ出サシムル場ノ事ニシテ坐地ノ表ニ立ル人ヲ知ラシムル為ニ書テ立テオクモノナリ

大矢數

来ル何月何日雲天日送
何某家中　何誰
何某指南

右ハ寛文十戌年十二月廿八日将軍家ヘ御申
○元禄十一年寅九月六日浅草ニ於テ
焼残ヲ分ケ生ス
為代地深川八幡前ニ
三千六百年掛ヅカ
○堂建立法用
左ニ記ス

一金壱両　弐万石ヨリ
一金七両　三万石ヨリ
一金拾三両　五万石ヨリ
一金弐拾両　十万石ヨリ
一金弐拾五両　十五万石ヨリ
一金三拾両　廿万石ヨリ
一金四拾両　弐十万石ヨリ
一金五拾両　弐十五万石ヨリ
二十万石ヨリ

一金六拾両
一金八拾両
一金百両
　　都合三千五百四拾両
右ハ別合之御金頂戴仕候ニ付十四巳年十一
月より不残御蔵へ出来ニ而後正徳三年巳
十二月迄之大火ニ而三十二万余焼失ニ付統紋
ゆゑ先規之通桟木頂戴被仰付候ニ付別合之分ハ
金前ニ而ハ無之ニ付別帳ニ記置候ニ付而ハ
御勘定所ニ而ハ不及申上候
　　新京の三十三百余ハ東山親寺等の別荘
仰ぐ一坊主ニ而ハ
多く一仏ハ
弓刀をきたる
三十万石余
四十万石ゟ
四十万石余
五十万石以上

新記の通り寛永年中の造立ニ候
東照神君の甲冑を着し御出陣馬の体
像をあ置一ニ候四月十七日迄二十三万余ニ而
神事無之候一開帳有之候ニ付
出事ニ而ハ無之候一ハ
月十三日浪人服部権左衛門と申者一ハ
手五百四十四人ニ而二百拾弐町程一ニ
さしたハいまだ手ニ
而ニ候を
世ハ手ニ
もいろ〳〵と工夫を
莫大の而一ニ
もも引ハ
を換て而一ニ

